

## 令和2年度 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修実施要項

### 第1 目的

本事業は、都内公立中学校及び高等学校の外国語（英語）科教員（以下「英語科教員」という。）及び都内公立学校の小学校全科教員（以下「小学校教員」という。）を、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る研修を受講させ、最新の教授法を修得させるとともに、派遣先国の文化の理解を深めさせることを通して、派遣教員の指導力を向上させ、都内公立学校の児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に資することを目的とする。

また、都内公立高等学校の国際バカロレア（以下「IB」という。）コース等で英語による指導を行う教員（以下「IBコース等教員」という。）を、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が運営するIBに係る研修等を受講させ、最新のIBに係る教授法を習得させることを通して、都内公立学校におけるIBディプロマプログラム（以下「DP」という。）を充実させる。

さらに都内公立中学校、高等学校及び特別支援学校の国際交流担当教員を、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が運営する国際交流に係るプログラムや実習等を受講させることを通して、都内公立学校の国際交流を充実させる。

### 第2 内容

#### 1 概要

- (1) 都内公立中学校及び高等学校の英語科教員のうち、派遣先の大学等において英語教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者から選考された教員を約3か月間、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関においてTESOL等の英語教授法をはじめとするプログラムの研修を受講させる。
- (2) 都内公立小学校等の小学校教員を約1か月間、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関においてTESOL for Young Learners等の英語教授法をはじめとするプログラムの研修を受講させる。
- (3) 都内公立中学校、高等学校及び特別支援学校のIBコース等教員のうち、派遣先の大学等においてIBに係る教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者から選考された教員を約1か月間、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関においてIBに係る教授法等のプログラムの研修を受講させる。
- (4) 都内公立中学校、高等学校及び特別支援学校の国際交流担当教員のうち、派遣先の大学等において国際交流に係る教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者から選考された教員を約1か月間、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関において国際交流に係るプログラムの研修を受講させる。

区分	派遣前	海外派遣期間	派遣後
英語科教員 第1期	語学力判定 (IELTS) 事前検定 (TKT モジュール3) 管理職による授業評価	6月中旬から 8月下旬まで	語学力判定 (IELTS) 事後検定 (TKT モジュール3) 管理職による授業評価
英語科教員 第2期	オリエンテーション 出発式	7月下旬から 10月上旬まで	報告会・シンポジウム
小学校教員 (特別支援学校 小学部を含む。)	語学力判定 (IELTS) 事前検定 (TKT モジュール3) 管理職による授業評価 オンライン英会話	7月下旬から 8月下旬まで	語学力判定 (IELTS) 事後検定 (TKT モジュール3) 管理職による授業評価 事後研修(集合研修2回、課題提出等)

	オリエンテーション 出発式		オンライン英会話 報告会・シンポジウム
I B コース等 教員	語学力判定 (IELTS) 管理職による授業評価 オリエンテーション 出発式	7月下旬から 8月下旬まで	語学力判定 (IELTS) 管理職による授業評価 報告会・シンポジウム
国際交流担当 教員	語学力判定 (IELTS) 管理職による授業等評価 オリエンテーション 出発式	7月下旬から 8月下旬まで	語学力判定 (IELTS) 管理職による授業等評価 報告会・シンポジウム

※ スケジュールは変更になることがある。

※ 派遣機関によっては、派遣の前後に課題が課される場合がある。

## 2 派遣予定先

### (1) 英語科教員及び小学校教員

派遣予定先は、英語圏に所在し、かつ東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）と教育に関する覚書を締結している国又は地域の高等教育機関とする。

なお、過去に本事業で教員を受け入れた実績のある教育機関も派遣予定先とする。

ア 英語圏に所在し、都と教育に関する協定等を締結している国又は地域

- ・カナダ ブリティッシュ・コロンビア州
- ・オーストラリア連邦 ニュー・サウス・ウェールズ州及びクイーンズランド州
- ・ニュージーランド

イ 派遣実績のある教育機関

- ・アメリカ カリフォルニア大学アーバイン校 (University of California, Irvine)

### (2) I B コース等教員及び国際交流担当教員

派遣予定先は、英語圏に所在し、かつ都教育委員会と教育に関する覚書を締結している上記の国又は地域の高等教育機関とする。

## 3 実施期間

令和2年(2020年)4月1日から令和2年(2020年)12月27日まで

## 4 派遣予定期間及び人数

派遣予定者数は総計120名、派遣期間は以下のとおりとする。

- |                |                |          |
|----------------|----------------|----------|
| (1) 英語科教員 第1期  | 6月中旬から 8月下旬まで  | } 計60名程度 |
| (2) 語科教員 第2期   | 7月下旬から 10月上旬まで |          |
| (3) 小学校教員      | 7月下旬から 8月下旬まで  | 50名程度    |
| (4) I B コース等教員 | 7月下旬から 8月下旬まで  | } 計10名程度 |
| (5) 国際交流担当教員   | 7月下旬から 8月下旬まで  |          |

なお、英語科教員の派遣時期について所属長等に希望はとるが、希望どおりに決定するとは限らない。

## 第3 推薦、選考及び派遣者の決定

### 1 選考対象者及び推薦基準

選考対象者の推薦は、以下に示す基準及び方法により行うものとする。

#### (1) 英語科教員及び小学校教員

ア 都立学校（高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校）

(ア) 対象者

高等学校・中等教育学校・中学校・ 特別支援学校（中学部及び高等部）	特別支援学校小学部
<p>都立学校英語科教員のうち、以下のa及びbを満たす者</p> <p>a 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における英語教育の充実に貢献する意思を有する者</p> <p>b 派遣先の大学等において、英語教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者（おおむね実用英語技能検定準1級以上、IELTS5.5以上、TOEFL(iBT)72以上、TOEIC1095(L&amp;R785、S&amp;W310)以上等のいずれかの語学力を有する者とする。）</p> <p>なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属長と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。 また、過去に本研修に参加した者は対象外とする。</p>	<p>都立特別支援学校小学部教員のうち、以下のaからcを満たす者</p> <p>a 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における英語教育の充実に貢献する意思を有する者</p> <p>b 令和元年度までに外国語活動の授業を担当した経験がある者</p> <p>c 英検準2級程度以上の英語力を有する者</p> <p>なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属長と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。 また、過去に本研修に参加した者は対象外とする。</p>

(イ) 推薦基準

次の全てを満たし、本研修の趣旨に照らし所属長が適任と認める者

- a 派遣の目的を十分に理解している者
- b 勤務成績が優秀である者
- c 研修意欲が高く、研修の成果を積極的に広めることができる者

(ウ) 推薦決定者

各都立学校長

(エ) 提出書類

高等学校・中等教育学校・中学校・ 特別支援学校（中学部及び高等部）	特別支援学校小学部
<p>a 別紙様式1-1 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（都立学校用（中高）） 被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。</p> <p>b 別紙様式2-1 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」（校長用（中高））</p> <p>c 別紙様式3-1 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」（本人用（中高））</p>	<p>a 別紙様式1-2 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（都立学校用（小）） 被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。</p> <p>b 別紙様式2-2 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」（校長用（小））</p> <p>c 別紙様式3-2 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」（本人用（小））</p>

d 直近の語学の成績を証明する書類の写し ※無い場合は上記 a～c のみでよい。	d 直近の語学の成績を証明する書類の写し ※無い場合は上記 a～c のみでよい。
---	---

(オ) 提出期間

別途通知する。

(カ) 提出方法

教育庁指導部指導企画課（国際教育事業担当）に持参又は簡易書留郵便とする。

イ 区市町村立学校（中等教育学校・中学校・小学校・義務教育学校・特別支援学校）

(ア) 対象者

中等教育学校・中学校・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）	小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）
<p>英語科教員のうち、以下の a 及び b を満たす者</p> <p>a 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における英語教育の充実に貢献する意思を有する者</p> <p>b 派遣先の大学等において、英語教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者（おおむね実用英語技能検定準1級以上、IELTS5.5 以上、TOEFL(iBT)72 以上、TOEIC1095(L&amp;R785、S&amp;W310) 以上等のいずれかの語学力を有する者とする。）</p> <p>なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属教育委員会と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。 また、過去に本研修に参加した者は対象外とする。</p>	<p>小学校教員のうち、以下の a から c を満たす者</p> <p>a 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における英語教育の充実に貢献する意思を有する者</p> <p>b 令和元年度までに外国語活動の授業を担当した経験がある者</p> <p>c 英検準2級程度以上の英語力を有する者</p> <p>なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属教育委員会と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。 また、過去に本研修に参加した者は対象外とする。</p>

(イ) 推薦基準

次の全てを満たし、本研修の趣旨に照らし所属長及び所属教育委員会教育長が適任と認める者

a 派遣の目的を十分に理解している者

b 勤務成績が優秀である者

c 研修意欲が高く、研修の成果を積極的に広めることができる者

(ウ) 推薦決定者

区市町村教育委員会教育長

(エ) 提出書類

中等教育学校・中学校・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）	小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校（小学部）
<p>a 別紙様式1-3</p> <p>「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（教育委員会用（中高））</p> <p>被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。</p>	<p>a 別紙様式1-4</p> <p>「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（教育委員会用（小））</p> <p>被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。</p>

b 別紙様式2-1 「令和2年度外国語(英語)科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」(校長用(中高)) c 別紙様式3-1 「令和2年度外国語(英語)科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」(本人用(中高)) d 直近の語学の成績を証明する書類の写し ※無い場合は上記a~cのみでよい。	b 別紙様式2-2 「令和2年度外国語(英語)科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」(校長用(小)) c 別紙様式3-2 「令和2年度外国語(英語)科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」(本人用(小)) d 直近の語学の成績を証明する書類の写し ※無い場合は上記a~cのみでよい。
--	--

(オ) 提出期間

別途通知する。

(カ) 提出方法

教育庁指導部指導企画課(国際教育事業担当)に持参又は簡易書留郵便とする。

(2) IBコース等教員

ア 都立学校(高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校)

(ア) 対象者

<p>高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校(中学部及び高等部)</p>
<p>IBコース等教員及びその候補者(希望者含む)のうち、以下のa及びbを満たす者</p> <p>a 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校におけるIBによる教育の充実に貢献する意思を有する者</p> <p>b 派遣先の大学等において、IBによる教育の教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者(おおむね実用英語技能検定準1級以上、IELTS5.5以上、TOEFL(iBT)72以上、TOEIC1095(L&amp;R785、S&amp;W310)以上等のいずれかの語学力を有する者とする。)</p> <p>なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属長と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。</p>

(イ) 推薦基準

次の全てを満たし、本研修の趣旨に照らし所属長が適任と認める者

a 派遣の目的を十分に理解している者

b 勤務成績が優秀である者

c 研修意欲が高く、研修の成果を積極的に広めることができる者

(ウ) 推薦決定者

各都立学校長

(エ) 提出書類

<p>高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校(中学部及び高等部)</p>
<p>a 別紙様式1-5  「令和2年度外国語(英語)科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」(都立学校用(中高・IBコース等教員))  被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。</p> <p>b 別紙様式2-1  「令和2年度外国語(英語)科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」(校長用(中高))</p>

<p>c 別紙様式3-3 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」（本人用（中高・IBコース等教員））</p> <p>d 直近の語学の成績を証明する書類の写し ※無い場合は上記a～cのみでよい。</p>
---

- (オ) 提出期間  
別途通知する。
- (カ) 提出方法  
教育庁指導部指導企画課（国際教育事業担当）に持参又は簡易書留郵便とする。

イ 区市町村立学校（中等教育学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校）

(ア) 対象者

<p>中等教育学校・中学校・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）</p>
<p>IBコース教員候補者（希望者含む）のうち、以下のa及びbを満たす者</p> <p>a 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校におけるIBによる教育の充実に貢献する意思を有する者</p> <p>b 派遣先の大学等において、IBによる教育の教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者（おおむね実用英語技能検定準1級以上、IELTS5.5以上、TOEFL(iBT)72以上、TOEIC1095(L&amp;R785、S&amp;W310)以上等のいずれかの語学力を有する者とする。）</p> <p>なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属長と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。</p>

- (イ) 推薦基準  
次の全てを満たし、本研修の趣旨に照らし所属長及び所属教育委員会教育長が適任と認める者
- a 派遣の目的を十分に理解している者
  - b 勤務成績が優秀である者
  - c 研修意欲が高く、研修の成果を積極的に広めることができる者
- (ウ) 推薦決定者  
区市町村教育委員会教育長
- (エ) 提出書類

<p>中等教育学校・中学校・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）</p>
<p>a 別紙様式1-7 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（教育委員会用（中高・IBコース等教員）） 被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。</p> <p>b 別紙様式2-1 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」（校長用（中高））</p> <p>c 別紙様式3-3 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」（本人用（中高・IBコース等教員））</p> <p>d 直近の語学の成績を証明する書類の写し ※無い場合は上記a～cのみでよい。</p>

- (オ) 提出期間  
別途通知する。
- (カ) 提出方法  
教育庁指導部指導企画課（国際教育事業担当）に持参又は簡易書留郵便とする。

(3) 国際交流担当教員

ア 都立学校（高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校）

(ア) 対象者

<p>高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校（中学部及び高等部）</p>
<p>国際交流担当教員（英語科教員を除く。）のうち、以下のa及びbを満たす者</p> <p>a 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における国際交流の充実に貢献する意思を有する者</p> <p>b 派遣先の大学等において、国際交流に関する授業の受講や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者（おおむね実用英語技能検定2級以上の英語力を有する者とする。）</p> <p>なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属長と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。</p> <p>また、過去に本研修に参加した者は対象外とする。</p>

- (イ) 推薦基準  
次の全てを満たし、本研修の趣旨に照らし所属長が適任と認める者
  - a 派遣の目的を十分に理解している者
  - b 勤務成績が優秀である者
  - c 研修意欲が高く、研修の成果を積極的に広めることができる者
- (ウ) 推薦決定者  
各都立学校長
- (エ) 提出書類

<p>高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校（中学部及び高等部）</p>
<p>a 別紙様式1-6 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（都立学校用（中高・国際交流担当教員）） 被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。</p> <p>b 別紙様式2-1 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」（校長用（中高））</p> <p>c 別紙様式3-4 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」（本人用（中高・国際交流担当教員））</p> <p>d 直近の語学の成績を証明する書類の写し ※無い場合は上記a～cのみでよい。</p>

- (オ) 提出期間  
別途通知する。
- (カ) 提出方法  
教育庁指導部指導企画課（国際教育事業担当）に持参又は簡易書留郵便とする。

イ 区市町村立学校（中等教育学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校）

(ア) 対象者

中等教育学校・中学校・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）
国際交流担当教員（英語科教員を除く）のうち、以下のa及びbを満たす者 a 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における国際交流の充実に貢献する意思を有する者 b 派遣先の大学等において、国際交流に関する授業の受講や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者（おおむね実用英語技能検定2級以上の英語力を有する者とする。）  なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属教育委員会と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。 また、過去に本研修に参加した者は対象外とする。

(イ) 推薦基準

次の全てを満たし、本研修の趣旨に照らし所属長及び所属教育委員会教育長が適任と認める者

- a 派遣の目的を十分に理解している者
- b 勤務成績が優秀である者
- c 研修意欲が高く、研修の成果を積極的に広めることができる者

(ウ) 推薦決定者

区市町村教育委員会教育長

(エ) 提出書類

中等教育学校・中学校・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）
a 別紙様式1-8 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（教育委員会用（中高・国際交流担当教員）） 被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。 b 別紙様式2-1 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」（校長用（中高）） c 別紙様式3-4 「令和2年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」（本人用（中高・国際交流担当教員）） d 直近の語学の成績を証明する書類の写し ※無い場合は上記(a)～(c)のみでよい。

(オ) 提出期間

別途通知する。

(カ) 提出方法

教育庁指導部指導企画課（国際教育事業担当）に持参又は簡易書留郵便とする。

2 選考

都教育委員会は派遣候補者について選考を行い、派遣者を決定する。選考は、都立学校長及び区市町村教育委員会教育長から提出された書類により行う。

3 派遣者の決定

(1) 英語科教員等の海外派遣研修選考委員会



都教育委員会は、英語科教員等の海外派遣研修選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会は、派遣候補者の選定、その他選考に関する事務を行う。

(2) 派遣者の決定

都教育委員会は、選考委員会の資料を総合的に判断して、派遣候補者の中から、英語科教員、小学校教員、I B コース等教員及び国際交流担当教員派遣者を決定する。

なお、英語科教員については、派遣期も合わせて決定する。

(3) 選考結果の通知

令和2年3月中旬（予定）に、推薦のあった都立学校長及び区市町村教育委員会教育長に対して、派遣の可否について通知する。

(4) 取消し等

都教育委員会は、派遣者の決定後、派遣者の疾病、非行等の事由により、派遣研修を受講させることが適当でないと判断した場合は、派遣者としての決定の取消し又は研修の中止を命じることができる。

## 第4 派遣研修内容概要

### 1 派遣前

(1) 語学検定受検

派遣者の直近の語学力を判定するため、派遣者は、都教育委員会が実施する語学検定を都教育委員会が指定する日に受検する。検定料は、本事業が負担する。

(2) 英語教授法に係る検定受検

派遣者（I B コース等教員及び国際交流担当教員を除く。）は、都教育委員会が実施するケンブリッジ大学英語検定機構のTKT モジュール3 英語教授法に係る検定（以下「TKT」という。）を受検する。

なお、受検に係る経費は、本事業において負担する。

(3) 派遣者のオリエンテーション等

都教育委員会は、派遣者を対象に事前オリエンテーション等を開催する。

(4) 管理職による事前の授業等評価

派遣者は、派遣前に管理職等による授業等の評価を受ける。

(5) 渡航手続

都教育委員会は、派遣先国が査証を要する場合にはその取得までを含め、派遣者の一切の渡航手続に係る事務を委託により行う。

また、都教育委員会は、派遣期間中の死亡時に30,000千円以上を補償する旅行傷害保険及びインフルエンザ・風邪・けが等の疾病に係る治療費を保証する旅行者疾病保険に派遣者全員を加入させる。

なお、旅券に係る手続きは本人が行うものとし、その事務手続については別途通知する。

(6) 出発式

研修発令の通知等を行う。

(7) 日程等

第4で示したものの日程等については、別途定める。

### 2 研修期間中

(1) 研修プログラム

ア 研修実施機関

英語科等教員及び小学校教員においては、英語を母語又は公用語とする国に所在し、ケンブリッジ大学英語検定機構の認証を得たTKT又はCELTAを提供する学校、又はAUCC(Association of Universities and Colleges of Canada)、WASC(Western Association of Schools and Colleges)等の地域認定団体の認証を得た大学等の高等教育機関とする。

I B コース等教員においては、英語を母語又は公用語とする国に所在し、AUCC(Association of Universities and Colleges of Canada)、WASC(Western Association of Schools and Colleges)等の地域認定団体の認証を得た大学等の高等教育機関、又はI B機構の認証を得たI B研究コースを提供する大学等の高等教育機関とする。

国際交流担当教員においては、英語を母語又は公用語とする国に所在し、AUCC(Association of Universities and Colleges of Canada)、WASC(Western Association of Schools and Colleges)等の地域認定団体の認証を得た大学等の高等教育機関とする。

#### イ 研修内容の概要

研修内容は、おおむね以下のとおりとする。

##### (ア) 英語科教員

TESOL の習得、英語4技能の向上、ワークショップ、学校訪問等

##### (イ) 小学校教員

TESOL Young Learners の基礎の習得、英語4技能の向上、ワークショップ、学校訪問等

##### (ウ) I B コース等教員

I B 認定校での実習、ワークショップ等

##### (エ) 国際交流担当教員

国際交流に関するプログラムの履修、英語4技能の向上、ワークショップ、学校訪問等

#### ウ 研修で使用する教材

研修期間中に都が提供するプログラムを受講する上で使用する教材は、本事業が用意し提供する。

#### エ 研修中の通信環境

研修実施機関では、インターネットに接続できるPCが使用できる環境を提供する。

また、無線LAN等により、PCやタブレット機器等のインターネット接続を可能とするサービスを、全ての派遣者に提供する。

#### (2) 定期報告

派遣者は、「週ごとの研修計画書」及び、「週ごとの研修実施状況報告書」を、週一回、都教育委員会が指示する者宛てに電子メールにより提出すること。

### 3 派遣後

#### (1) 報告書

派遣者は、帰国後に都教育委員会宛てに報告書を提出する。報告書の様式等は別途通知する。

#### (2) 語学検定受検

派遣者の直近の語学力を判定するため、派遣者は、都教育委員会が指定する語学検定を都教育委員会が指定する日に受検する。

なお、検定料は、本事業において負担する。

#### (3) 英語教授法に係る検定受検

派遣者(I B コース等教員及び国際交流担当教員を除く。)は、TKTを受検する。

なお、検定料は、本事業において負担する。

#### (4) 管理職による事後の授業等の評価

派遣者は、帰国後に管理職等による授業等の評価を受ける。

評価結果は、所属長又は所属教育委員会が、事前の授業評価を踏まえ都教育委員会に報告する。

#### (5) 派遣報告会及びシンポジウム

都教育委員会は、派遣者及び希望参加者を対象に派遣報告会及びシンポジウムを開催する。

#### (6) 事後プログラム

小学校教員は、派遣後に実施される研修内容の授業への還元に関する研修を受講する(実施期間中2

回)。日程については、別途通知する。

また、指導案を作成し、都教育委員会が指定する者宛てに提出し、指導や助言を受ける。指導案作成方法及び提出日については、別途通知する。

#### (7) 日程等

検定、事後プログラム、指導案の提出、報告書の提出、シンポジウムの日程については、別途定める。

## 第5 服 務 等

### 1 サービスの取扱い

都立学校職員のサービスの取扱いについて、上記第4「派遣研修内容概要」に定める、事前オリエンテーション等及び報告会・シンポジウムは出張とし、事前・事後の語学検定試験は研修出張とする。

また、区市町村立学校職員のサービスの取扱いについては、各区市町村教育委員会の定めるところによる。派遣期間中のサービスの取扱いは、教育公務員特例法第22条第3項に基づく研修出張とし、大学等の研修場所を勤務場所とする。派遣期間中は大学等における研修を行うことが勤務であり、都教育委員会からの別段の指示がない限り、大学等で研修を受ける日は正規の勤務時間を勤務したものとみなす。

大学等で特別な事情による休講等の授業がない日についても、原則として大学の図書館、研究施設、教育関係機関等において英語教授法等を習得するために必要な調査研究を行うこと。

日本における勤務時間が異なる場合、週休日の変更、若しくは日本の祝日に相当する日におけるプログラムの受講等には、所属校において、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に基づき、適切に処理すること。

その他のサービスの取扱いについても同条例等により、適切に処理すること。

### 2 研修中の心得及び留意点

(1) 派遣者は、滞在期間中、東京都を代表する教育公務員として積極的に研修を受講するとともに、日本国民として規律ある言動に努めなければならない。

また、勤務時間の内外にかかわらず教育公務員としてふさわしい服装や身だしなみにも気を配ること

(2) 派遣先大学及び滞在先から原則として100kmを超える移動をしないこと。

ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）等も含め、本事業や派遣先の大学等、ホームステイの受入れ家庭などに対する不適切な情報発信は厳に行ってはならない。

### 3 滞在先等

原則として、派遣者は、研修期間中、現地の一般家庭へホームステイする。

滞在先の手配・経費及び滞在中の朝昼晩の食事、滞在先と大学等の研修実施機関との移動に要する経費は、本事業において負担する。

なお、やむを得ない場合、現地教育関係機関の保有する寮等へ滞在することがある。

滞在先から大学等の研修実施機関への移動は、徒歩又は公共交通機関等により移動することができる場所になるよう本事業により手配するため、自家用自動車等での移動は認めない。

### 4 給与等

派遣期間中の給料及び諸手当等の支給は、原則として次のとおりとする。

#### (1) 支給する給与等

給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当

#### (2) 支給しない給与等

給料の調整額、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当

## 5 旅費

派遣期間中の旅費の支給は、原則として次のとおりとする。

なお、支給手続は、所属校において行う。

### (1) 支給対象

国内での事前のオリエンテーション・検定等に係る旅費、出国当日の出発する空港までの旅費、帰国当日の到着する空港からの旅費、旅券発給申請手数料

### (2) 支給対象外（本事業において直接負担する）

出国後から派遣国への移動に係る経費、派遣国内での移動に係る経費、帰国に際し派遣国から到着する空港までの移動に係る経費

## 6 代替措置

英語科教員の派遣期間中の後補充は、必要に応じて時間講師対応とする。

## 第6 その他

1 派遣前に派遣国等において戦争、テロ行為、自然災害、感染症等が発生した場合、派遣を延期、短縮又は中止することがある。

また、派遣中に同様の事態となった場合においても帰国の勧告又は命令を行うことがある。

2 本要項の実施に当たり新たに必要となる事項については、その都度、教育庁指導部指導企画課が定める。